

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

【改正趣旨】 人事院勧告に準拠して、職員の給与改定を行う等に当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

《人事院勧告のポイント》

- ① 月例給は引下げ改定、ボーナスは改定見送り
⇒ 平均年間給与は△1.5万円（△0.23%）
- ② 指定職俸給表の改訂状況等を踏まえ、委員、顧問、参与等の手当の引下げ
- ③ 55歳を超える職員に対する給料月額等の減額

【関係法令】 地方公務員法第24条第6項
地方自治法第203条の2第4項
一般職の職員の給与に関する法律 など

【改正内容】 (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正【第1条関係】

- ① 55歳を超える職員に対する給料月額等の減額
- ② 一般行政職の職員の月額給料の引下げ

(2) 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正【第2条関係】

- ・ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当の減額

(3) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年三田市条例第25号）の一部改正【第3条関係】

- ① 行政職給料表の引下げに伴う経過措置の整備
- ② 55歳を超える職員に対する給料月額等の減額に伴う経過措置の整備

【施行期日】 平成24年4月1日

【その他】 55歳を超える職員に対する給料月額等の減額に伴い、以下の関連条例を一括して改正する。

- ① 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例【付則第3項】
- ② 職員の育児休業等に関する条例【付則第4項】
- ③ 三田市職員の修学部分休業に関する条例【付則第5項】